

豊田おいでんまつりマイタウンおいでん事業費補助金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、豊田おいでんまつり実行委員会が交付するマイタウンおいでん事業費補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、「マイタウンおいでん運営委員会」とは、豊田市内の自治区等の行政区、各種学校、商店街、商工会議所、商工会、観光協会、企業、踊り連等が組織する団体で、マイタウンおいでんを運営する団体をいう。

2 この規程において、「マイタウンおいでん連絡協議会」とは、マイタウンおいでん運営委員会によって構成され、マイタウンおいでん運営委員会の連携により、統一性のあるマイタウンおいでんの開催と、おいでんまつりの活性化に資する活動をする団体をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる団体は、マイタウンおいでん運営委員会及びマイタウンおいでん連絡協議会とする。

(補助対象等)

第4条 補助の対象となる経費は当該年度に開催するマイタウンおいでんに必要な経費とし、補助率及び限度額は、別表1のとおりとする。

2 前項に定める経費のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象としない。

- (1) 別に豊田市の補助対象事業となっているもの
- (2) バザー等、金銭を徴収して行うもの
- (3) 一部の利益となるもの

(暴力団等の排除)

第5条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体は、この事業費補助金を利用することができない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、事業実施日の15日前の日までに豊田おいでんまつり実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の交付申請にあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 会長は、前条第1項の規定により提出された交付申請書の内容を審査の上、適正と認めるときは速やかに交付決定を行い、交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

(補助金額等の算定)

第8条 補助金の交付申請にあたり、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(変更承認申請)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、直ちに会長に変更承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額の減額及び軽微な変更については、実績報告書提出時に報告するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の実績報告書は、補助事業の完了後（最終支払後）30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 会長は、前条により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その額を超える補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、会長が特別の事由があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を支払うことができる。

(交付決定の取消し等)

第13条 会長は第9条の規定により変更承認申請があった場合及び次の各号に定める場合は、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができるものとする。

- (1) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、その他不適當な行為をした場合。
- (3) 補助事業の全部又は一部を継続しない場合。

2 会長は、前項の取消し又は変更した場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助事業の経理等)

第14条 補助事業者は、補助金に係る収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、会長の要求に応じいつでも閲覧に供せるよう保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後、消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書により速やかに会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告があった場合には、既に交付された当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額的全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第16条 会長は、補助事業者に補助事業の実施又は取得財産等の運営若しくは貸与により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、その収益額に応じて交付した補助金の全部又は一部を、期限を付して豊田おいでんまつり実行委員会に返還させることができる。

(様式等)

第17条 補助金の申請等に係る様式及び添付書類は、会長が別に定めるものとする。

(委任)

第18条 この規程の実施に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成19年5月15日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成19年7月27日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成22年2月16日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成24年5月30日から施行する。

別表 1

補助対象経費（第 4 条）

<p>会議費</p>	<p>会議に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品費（資料印刷等） ・ 食料費（お茶代等） ・ 使用料（資料印刷コピー代、会場等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営委員会委員の人件費 ・ 運営委員会委員の提供する資機材及び施設等の経費（業としているものを除く） ・ アルコール飲料 	<p>100%以内</p> <p>100万円以内 （ただし、会長が特別な理由を認めた場合を除く。）</p> <p>※報償費は30万円を上限とする。 ※食事は、開催当日のみとする。 ※食事と飲料の合計は一人あたり1千円を上限とする。</p>
<p>宣伝費</p>	<p>事業の宣伝に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷費（チラシ・ポスター等） ・ 広告費（新聞折込、広告掲載等） 		
<p>イベント費</p>	<p>イベントの準備及び開催に係る経費 イベント会場及び駐車場に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金（警備員等） ・ 報償費（出演料等） ・ 光熱水費（電気、水道等） ・ 食料費（運営委員・来賓弁当等） ・ 消耗品費（賞品、事務用品等） ・ 印刷費（運営マニュアル等） ・ 通信費（参加連通知等） ・ 保険料（イベント等） ・ 委託料（会場設営・警備・イベント運営等） ・ 使用料（会場、資機材等） 		